

山形県市町村職員退職手当支給条例の運用方針等

平成22年4月1日

形退第25号

(最終改正 平成28年3月7日 形退第20号)

第2条関係

- 1 任命権者又は任用根拠法令を異にした場合であっても、それが同一地方公共団体内においてのものであり、かつ、非常勤職員としての身分が引き続いているときには、この条の第2項の規定の適用は可能なものとして取り扱うものとする。
- 2 この条の第2項の「職員について定められている勤務時間以上勤務」については、職種、職域によって相違がある場合には、同一の職種又は職域の常勤職員の勤務時間以上勤務しているかにより判断する。
- 3 この条の第2項の「職員について定められている勤務時間以上勤務した日」が1暦月において18日に満たないこととなった場合には、その満たさないことが確定した日をもって退職したものとして取り扱うものとする。
- 4 この条の第2項の「18日」には、所定の勤務時間により実際に勤務した日のほか、休暇（無給であるものを含む。）を与えられた日をもって計算することとし、土曜日及び日曜日等の週休日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）並びにこれらの日の代休日であって実際に勤務しなかった日は含まない。

第2条の2関係

- 1 職員の死亡の当時、退職手当を受けることができる遺族がいなくは、当該退職手当は誰にも支給することはできないものである。
- 2 同順位の遺族が二人以上いる場合で遺族が代表者を定め当該代表者に一括して当該退職手当の総額を支給することを届け出たときは、当該代表者へ一括して当該退職手当の総額を支給できるものとする。

第6条関係

- 1 第2条第2項の規定により職員とみなされた者で傷病又は死亡以外の事由により20年未満の期間勤続して退職した者に対しては、この条の第2項の規定を適用する。
- 2 この条の第2項の規定は、次に掲げる者に対しては適用しない。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した一般職の職員
 - (2) 定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者
 - (3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
 - (4) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（第1号に該当する者を除く。）
- 3 退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勸奨退職としては取り扱わないものとする。
- 4 例えば次に掲げる場合に、職員の退職を勸奨退職として取り扱おうとするときには、その者が非違によることなく勸奨を受けて退職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。
 - (1) 地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた職員に対し、退職勸奨を行い、その辞職を承認する場合

(2) 職員に退職勧奨を行い、その者からの辞職の申出前又は辞職の申出後辞職の承認前に、その者に懲戒処分につき相当の事由があると思料するに至った場合には、辞職の承認を保留し、必要な実情調査を行うべきこととなるが、その結果、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分に付した上で、その辞職を承認するとき。

5 例えば次に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときには、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

(1) 直前において地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた職員に対し、その辞職を承認する場合

(2) その者からの辞職の申出前又は辞職の申出後辞職の承認前に、その者に懲戒処分につき相当の事由があると思料するに至った場合には、辞職の承認を保留し、必要な実情調査を行うべきこととなるが、その結果、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分又はこれに準ずる処分に付した上で、その辞職を承認するとき。

第7条関係

1 勧奨退職の取り扱いについては、第6条関係第3項及び第4項に定めるところによる。

2 例えば第6条関係第5項第1号又は第2号に掲げる場合に、職員をその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者として取り扱おうとするときには、その者の事情によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

3 この条の第2項の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1) 「定年に達した日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）の定めるところによる。

(2) 「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）」とは、次に掲げる者のうち、その者の都合により退職した者をいい、例えば第6条関係第5項第1号又は第2号に掲げる場合には、その者の非違によることなく辞職を申し出たものかどうかについて、特に慎重に判断するものとする。

イ 定年に達した日以後定年退職日の前日までの間において、その者の非違によることなく退職した者

ロ 地方公務員法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者

ハ ロに掲げる規定に準ずる他の法令の規定により勤務した後その者の非違によることなく退職した者

4 この条の第2項の規定により退職した者に対しては、附則第36項及び山形縣市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年組合条例第11号。以下「昭和48年組合条例第11号」という。）附則第3項の規定が適用されるものとする。

第8条関係

1 勧奨退職の取り扱いについては、第6条関係第3項及び第4項に定めるところによる。

2 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者の取扱いについては、第6条関係第5項に定めるところによる。

3 この条の第2項の規定の適用については、第7条関係第3項に定めるところによる。

4 この条の第2項の規定により退職した者に対しては、附則第36項及び第38項並びに昭和48年組合条例第11号附則第3項及び第5項の規定が適用されるものとする。

第8条の2関係

1 「職員としての在職期間」には、当該職員が市町村の職員である場合には当該市町村が

構成市町村である一部事務組合又は広域連合の職員としての在職期間を含み、当該職員が一部事務組合の職員である場合には当該一部事務組合を構成する市町村の職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 「給料月額減額改定以外の理由」には、職員が給料表の適用を異にする異動を含む。
- 3 「給料月額減額されたことがある場合」には、異動等により給料の調整額が減額された又は支給されなくなったことによる場合を含む。

第8条の3関係

- 1 「定年に達する日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律の定めるところによる。
- 2 「退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢」の単位は、年齢のとなえ方に関する法律（昭和24年法律第96号）第1項の定めるところによる。

第10条の2関係

勸奨退職の取り扱いについては、第6条関係第3項及び第4項に定めるところによる。

第12条関係

- 1 この条の第5項第2号から第7号まで及び第6項に規定する「要請」とは、職員等に対し、復職を前提に退職出向することを懲遷する行為をいう。
- 2 山形縣市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和49年組合条例第1号。以下「昭和49年組合条例第1号」という。）附則第3項の規定により、この条の第7項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合市町村を退職した者に係る勤続期間計算における1年未満の在職期間の端数は、当該各号に定めるところにより処理することとなる。
 - (1) 上山市を退職した者の6月以上の端数 切り上げ
 - (2) 長井市又は西置賜行政組合を退職した者の6月を超える端数 切り上げ
 - (3) 尾花沢市又は尾花沢市大石田町環境衛生事業組合を勸奨退職した者の端数 切り上げ。
ただし第8条の3の規定が適用される勤続年数25年以上かどうかを判断する場合の勤続期間の計算には適用しない。

第15条関係

この条の第1項から第3項までに規定する「要請」とは、職員等に対し、復職を前提に退職出向することを懲遷する行為をいう。

第15条の2関係

- 1 この条の第1項に規定する「定年前」とは、定年に達する日前をいい、「定年に達した日」の計算方法は、年齢計算ニ関スル法律の定めるところによる。
- 2 この条の第1項第1号に規定する「年齢以上の年齢」の単位は、年齢のとなえ方に関する法律第1項の定めるところによる。
- 3 この条の第2項に規定する「募集実施要項」の内容等については、職員に復帰することを前提として出向している者に対しても情報提供することができるものであり、出向者から職員復帰後に応募をする旨の意向を確認した場合には、その者について、人事上の措置を講じて職員に復帰させ、その後応募申請書を受け付けるものとする。このとき、認定通知書を交付した上で、職員復帰日と同日に、辞職を承認することもできるものとする。
- 4 この条の第9項に規定する「定年に達する者」とは、定年に達する日を迎える者をいい、「定年に達する日」の計算方法は、第1項に定めるところによる。
- 5 この条の第11項に規定する認定をし、又はしない旨の決定を行うに当たっては、応募者の意思の尊重と応募者間の不公平感の払拭に留意しつつ、厳正かつ公平に対処するものとする。
- 6 この条の第11項第3号に規定する「その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合」とは、例えば次に掲げる場合をいう。

- (1) 応募者に非違行為があると思料される場合で、例えば次に掲げる場合をいう。
 - イ 応募者が逮捕され、その逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上に当たるものである場合
 - ロ 応募者がこの条の第11項第2号に規定する処分を受けるべき行為をしたと思料されるが、その者が行方不明となり事実の聴取等ができない場合
- (2) 応募者が選挙の公認候補予定者である場合等、応募者が選挙に立候補することが明らかである場合

第16条関係

一般の退職手当が支給されない場合においても、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条に規定する要件を満たしている場合には、解雇予告手当に相当する額が退職手当として支給されるものである。

第17条関係

この条に規定する給付は、一般の退職手当等が支給されない場合においても、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める給付に相当するものとして支給されるものである。

第19条関係

- 1 非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等（労働基準法第20条及び第21条の規定により解雇予告手当として支給しなければならない額を除く。以下第19条の6関係までにおいて同じ。）の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。
- 2 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討することができるのは、この条の第1項に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次の各号のいずれかに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - (1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - (2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (4) 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- 3 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該退職をした者が特別職の職員であるとき又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連する非違であるときには処分を加重することを検討すること等により、この条の第1項に規定する「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」を勘案することとする。
- 4 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるときには処分を加重することを検討すること等により、この条の第1項に規定する「当該退職をした者の勤務の状況」を勘案することとする。
- 5 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状のあるときにはそれらに応じて処分を減輕又は加重することを検討すること等により、この条の第1項に規定する「当該非違に至った経緯」を勘案することとする。
- 6 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討

する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとったときには処分を減輕することを検討し、当該非違を隠蔽する行動をとったときには処分を加重することを検討すること等により、この条の第1項に規定する「当該非違後における当該退職をした者の言動」を勘案することとする。

7 一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることとすることを検討する場合には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であったときには処分を加重することを検討すること等により、この条の第1項に規定する「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」を勘案することとする。

第19条の2 関係

1 この条に規定する支払差止処分を行うに当たっては、公務に対する信頼確保の要請と退職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。

2 この条の第2項第1号に規定する「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。

3 この条の第2項第2号に規定する「その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値する」とは、当該組合市町村の基準に基づき判断するものであり、「当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関がない場合の当該職員の行為」とは、組合市町村長等の行為をいう。

4 この条の第4項の規定により、支払差止処分後の事情の変化を理由に当該支払差止処分を受けた者から当該支払差止処分の取消しの申立てがあった場合には、事情の変化の有無を速やかに確認しなければならない。

5 前項の場合において、取消しの申立てに理由がないと認めるときには、その旨及び当該認定に不服がある場合には行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求ができる旨を速やかに申立者に通知するものとする。

6 この条の第5項ただし書きの「その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、支払差止処分を受けた者が現に拘留されているときなど、その者が起訴をされる可能性が極めて高いと認められるときをいう。

7 この条の第7項の「一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなった」と認める場合とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

- (1) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合又は大赦があった場合
- (2) 退職をした者の逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分がなされた場合
- (3) 退職をした者が、その者の逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

第19条の3 関係

1 この条の第1項の規定により一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うに当たっては、当該処分を受ける者が第19条第1項各号に該当していた場合に同項の規定により受けたであろう処分と同様の処分とすることを原則とするものとする。

2 この条の第1項第3号に規定する「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき」とは、当該退職した者が在職していたならば当該組合市町村長等が当該組合市町村で定める基準により、その者を当該行為により懲戒免職処分していたと認めたときをいうものである。

第19条の4関係

- 1 この条の第1項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、山形県市町村職員退職手当組合財務規則（平成9年組合規則第8号）の定めるところによる。
- 2 この条の第1項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第19条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、この条の第1項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 この条の第1項に規定する「当該退職をした者の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該退職をした者又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。
- 4 当該一般の退職手当等の支払に際して源泉徴収した所得税及び特別徴収した住民税の額については、組合長が還付請求を行う。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じないが、当該退職をした者に対する納入告知の額からは減ずることとする。

第19条の5関係

- 1 この条の第1項の規定による一般の退職手当等の返納の手続については、山形県市町村職員退職手当組合財務規則の定めるところによる。
- 2 この条の第1項の規定による処分により返納を命ずる一般の退職手当等の額は、第19条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、この条の第1項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案して定める額とする。
- 3 この条の第1項に規定する「当該遺族の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、当該遺族又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、返納額を減免することができることとする。
- 4 当該遺族が当該一般の退職手当等について納付した又は納付すべき相続税の額については、当該遺族が還付請求を行うことができる。したがって、当該税の額については、返納を命ずる額からは減じない。

第19条の6関係

- 1 この条の第1項から第5項までの規定による処分を行うに当たっては、当該処分を受けるべき者は非違を行った者ではないことを踏まえて、個別の事案ごとに諸事情を考慮した運用を行うものとする。
- 2 この条の第1項から第5項までの規定による一般の退職手当等に相当する額の納付の手続については、山形県市町村職員退職手当組合財務規則の定めるところによる。
- 3 この条の第1項から第5項までの規定による処分により納付を命ずる一般の退職手当等の額に相当する額は、第19条関係第2項から第7項までに規定する基準のほか、次の第4項から第8項までを勘案して定める額とする。
- 4 この条において、当該一般の退職手当等の額には、源泉徴収した所得税及び特別徴収した住民税の額又はみなし相続財産とされて納付された若しくは納付されるべき相続税の額を含まないものとする。
- 5 この条の第6項に規定する「当該退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付する額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。
- 6 相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続（包括遺贈を含む。）によっ

て得た財産の価額に応じて按分して得た額を勘案して各相続人の納付する額を定める。ただし、納付を命ずる時点で遺産分割がされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法（明治29年法律第89号）の規定による相続分により按分して得た額を勘案して各相続人の納付する額を定めることとする。

7 この条の第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者の納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から当該相続財産の額から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。

8 この条の第6項に規定する「当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況」を勘案するに当たっては、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が、現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、納付額を減免することができることとする。

第19条の7関係

1 この条の第2項の規定による退職手当審査会への諮問事項は、退職手当支給制限等の処分に係る処分案とする。

2 組合長は、退職手当審査会に対し、前項の処分案とともに当該事案の内容及び処分案の理由を提示するものとする。

第24条関係

1 この条の第1項第1号の規定については、特別職の職員以外の医療職職員に係る特例を定めたものである。

2 組合市町村に係る普通負担金の額は、医療職給料表の適用を受ける職員、医師、市町村長、副市町村長、教育長、常勤の監査委員、地方公営企業の管理者、その他の特別職及びその他の職員の9区分の職員ごとに給料月額を合計し、それぞれの合計額にこの条の第1項各号に定める割合を乗じて得た額（円未満の端数は切り捨てる。）を合計して得た額とする。

